No.1705 令和4(2022)年2月20日 [3]

Topics



3月から戸籍証明書もコンビニで取得可能に(予定)

マルチコピー機がある全国のコンビニエンスストアなどで、戸籍証明書(戸 籍謄本・抄本)と戸籍の附票の写しが取得できるようになります。

■毎日午前6時30分~午後11時(システムメンテナンスなどの休止日を除く) 図調布市に本籍と住民登録があり、4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明 書)が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの方※調布市に住民登録 がない方でも、事前に利用登録することで取得可(3月から登録可)

マイナンバーカードで取得できる証明書の種類

証明書の種類	発行可否	
●住民票の写し●印鑑登録証明書●税証明書(一部) など	可	
●戸籍証明書(全部・個人事項証明)●戸籍の附票の写し(全部・一部)	可(3月1日似~(予定))	
●除籍謄本・抄本 ●改製原戸籍謄本・抄本 ●本人が除籍になった戸籍謄本・抄本 ●除かれた戸籍の附票の写し ●本人が除籍になった戸籍の附票の写し	不可 ※市民課または神代出張所、 地域福祉センターなどで取 得可	

個自治体ごとにサービスが異なるため、本籍地が市外の場合は本籍地のある 自治体に要問い合わせ。4桁の暗証番号を3回連続で間違って入力した場合、 ロックがかかり利用できなくなるため、本人が市役所または神代出張所にマ イナンバーカードを持参し、ロックの解除手続きを行う必要あり。 **国際流順**

週市民課☎481-7041~5、調布市マイナンバーコールセンター

詳細は市Ⅲ参照(右のQRコードからアクセス可)

☎0570-00-7211 (つながらない場合☎03-5427-3272)

プレミアム付商品券(第2弾)の 利用・換金期限が間近



【購入した方へ】

調布市プレミアム付商品券(第2弾)の利用期限は2月28日月です。期限 までに必ずご利用ください。期限後の利用や未使用分の返金はできません。 【取扱店の方へ】

回収した使用済プレミアム付商品券(第2弾)の換金期限は3月11日 金で す。期限を過ぎると換金できませんので、期限までに必ず換金してください。 他換金方法の詳細は取扱店用マニュアルを確認

週調布市プレミアム付商品券コールセンター☎042-521-5612(平日午前9 時~午後5時) (産業振興課)

シェイクアウト訓練(一斉防災訓練)

大勢がその場で一斉に参加する防災訓練です。 参加者は、屋内では机などの下に身を隠し、屋外 では身を低くしてかばんなどで頭を守ります。

■3月18日〜金子後2時~2分間程度

開始の合図/調布エフエム (83.8MHz)・J:COM・



防災行政無線での放送と、防災・安全情報メールで訓練に関するメールを通知 訓練内容/開始の合図後、その場で約2分間、次の安全行動をとってください

- ①「まず低く」(態勢を低くして倒れないようにする)
- ②「頭を守り」(テーブルなどの下に入り、頭を守る)
- ③「動かない」(揺れが止まるまで動かずじっとする)

■ 3月16日 例までに申込書(市Ⅲから印刷可)を直接またはFAXで総合防 災安全課(文化会館たづくり西館3階) ☎481-7346・四481-7255

審議会等の会議の傍聴

※要マスク着用・発熱などの風邪症状がある場合は傍聴不可。新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止・延期・変更の場合あり

第71回ふじみ衛生組合地元協議会

■3月2日似午後6時30分~

屋申し込み順10人 個オンライン (Zoom) での傍聴

■圆 E メールに住所、氏名、E メールアドレスを明記し、2月24日休までに、 ふじみ衛生組合☎490-5374・**匤**fujimi-soumuka@fujimieiseikumiai.jp

第237回東京都都市計画審議会

■5月17日以午後1時30分~

励都庁内会議室 **园**15人(多数抽選)

围往復はがきに住所、氏名、電話番号を明記し、4月25日月(消印有効)まで に〒163-8001東京都都市整備局都市計画課☎03-5388-3225 (都市計画課)

住民税非課税世帯などへの 臨時特別給付金は期限までに申請を

問調布市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター **200120-120-325** (平日午前9時~午後5時)



詳細は市Ⅲ(右のQRコードからアクセス可)参照

該当する方は、期限までに申請してください。市が書類を受理した日からおおむね4週間程度で振り込みます。 支給額/1世帯当たり10万円(1世帯1回限り。①と②の重複受給は不可)

対象 ^{※1・2}	①住民税均等割非課税世帯 令和3年12月10日時点で調布市に住民登録があり、 世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯	②家計急変世帯 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、 世帯全員が住民税非課税相当*3となった世帯	
送付・申請方法	郵送(2月18日発送)で届いた臨時特別給付金支給要件確認書と必要書類を、同封の返信用封筒で返送 ※令和3年1月2日以降に転入した方がいる世帯は、3月以降に順次郵送予定	申請書と必要書類を郵送 申請書の配布場所(2月28日月~)/給付金窓口(市役所 1 階めじろホール)、生活福祉課(市役所 3 階)、神代出張所、総合福祉センター、市民プラザあくろす 3 階 ※市配でも印刷可	
受付期間	送付した確認書に記載	2月28日月(予定)~9月30日巤(必着)	
送付・申請先	〒182-8511市役所 調布市非課税世帯等臨時特別給付金担当		

- ※1 ①②共に、世帯全員が、住民税が課税されている親族などの扶養を受けている場合 根象技は
- ※2 配偶者からの暴力(DV)などで避難している方で、調布市に住民票を移すことが できない方は対象となる場合あり。詳細は市町参照または要問い合わせ
- ※3 申請時点で調布市に住民登録があり、令和3年度分住民税均等割が課されている世 帯員全員のそれぞれの収入(所得)が、次のABいずれかに該当する場合が対象 ▲1年間の収入見込額(令和3年1月~令和4年9月のうち任意の1カ月の収入
 - を12倍)が右表(1)以下(対象となる収入は給与・事業・不動産・年金(遺族・障 害年金など、非課税の公的年金などの収入は含まない))
 - ⑱▲から給与所得控除、経費、公的年金等控除を減額した年間所得見込額が右表 (2)以下(確定申告書・住民税申告書・源泉徴収票・給与明細などで判定)

非課税相当の収入限度額(早見表)

TOWNS OF THE PERSON OF THE PER					
扶養している親族の状況		(1)非課税相当限度額 (年間の収入額)	(2)非課税限度額 (年間の所得額)		
単身または扶養親族なし		100.0万円	45.0万円		
配偶者・ 扶養親族の 合計人数	1人	156.0万円	101.0万円		
	2人	205.7万円	136.0万円		
	3人	255.7万円	171.0万円		
	4人	305.7万円	206.0万円		
障害者、寡婦、ひとり親、 未成年の場合 ^{* 4}		204.3万円	135.0万円		

※4 限度額を超える場合は、上記扶養親族の人数に応じた金額を適用